

令和6年度 緊急浚渫推進事業計画（河川）

都道府県名 又は 市区町村名	藤枝市
河川名	瀬戸川水系法の川（準用河川）
担当課室名	藤枝市役所河川課
連絡先	054-643-3516

事業名	瀬戸川水系法の川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所（所在地）)	藤枝市が管理する瀬戸川水系法の川の土砂堆積掘削を行うもの。 施工箇所：静岡県藤枝市仮宿～静岡県藤枝市潮			
実施予定期間	令和2年度～令和6年度（5年間）			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書きで記載</small>	令和2年度	370m ³		第四種建設発生土
	令和3年度	580m ³		第四種建設発生土
	令和4年度	290m ³		第四種建設発生土
	令和5年度	75m ³		第四種建設発生土
	令和6年度	75m ³		第四種建設発生土
	計	2065m ³		第四種建設発生土
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和2年度	6,221	6,200	0
	令和3年度	1,500	1,500	0
	令和4年度	1,500	1,500	0
	令和5年度	1,500	1,500	0
	令和6年度	1,500	1,500	0
	計	12,221	12,200	0
事業の必要性、 緊急性	・瀬戸川水系大溝川は藤枝市仮宿～藤枝市潮に位置し流路延長2.63kmの準用河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・大溝川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下（流下断面が阻害）されおり、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和5年度現在、河道内の土砂堆積は230m ³ であり、早期の流下能力（断面）確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	・令和5年度の一年間で、河川環境に配慮しつつ230m ³ の堆積土砂掘削を行い、河道における一連の目標流下能力（34.3m ³ /s）（又は目標河道面）を確保する。			
河道の状態把握	・基本データの収集（水位・雨量・流量等）：観測頻度（年一回）、時期（通年） ・河川巡視：法の川：新飯塚橋～朝比奈川合流部、頻度（年一回）、時期（出水期前） ・施設点検等：法の川：新飯塚橋～朝比奈川合流部、頻度（年一回）、時期（出水期前） ・測量・調査：頻度（年一回等）			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	※掘削した土砂等については、河床低下箇所へ埋戻し土砂として活用を図る。			